

秋田県警察少年育成支援官の服制等に関する訓令

平成8年3月15日
本部訓令第4号

秋田県警察少年育成支援官の服制等に関する訓令を次のように定める。

(目的)

第1条 この訓令は、秋田県警察少年育成支援官（以下「少年育成支援官」という。）の服制、被服の貸与及び取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本部長 警察本部長をいう。
- (2) 警務課長 警務部警務課長をいう。
- (3) 所属長 少年育成支援官の配置されている警察本部の課長及び警察署長をいう。

(服制)

第3条 少年育成支援官の服制は、秋田県警察官等の服制に関する訓令（平成19年秋田県警察本部訓令第4号）に規定する警察官の服制を準用する。ただし、色については、貸与品一覧表（別表）のとおりとする。

(貸与被服等の品目)

第4条 少年育成支援官に貸与する被服等の品目、員数、使用期間は貸与品一覧表（別表）のとおりとし、その着用期間は別に定めるものとする。ただし、特別の事情があるときは、本部長は、その品目、員数を増減し、使用期間及び着用期間を伸縮することができる。

- 2 少年育成支援官に任命後初めて被服等を貸与する場合は、前項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボンについては2着、冬ワイシャツ、合ワイシャツ及び夏服上衣については3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2本とする。

(貸与被服の使用期間の計算方法)

第5条 貸与品目の使用期間は、貸与通知に示した日から起算し、実際に着用した期間の累計により算定する。ただし、1回の着用期間が引き続き1か月に満たない場合は、これを算入しない。

- 2 返納品を貸与する場合は、既に使用した期間、被服の状況等を勘案し、その都度、使用期間を定めるものとする。

(貸与被服の着用)

第6条 少年育成支援官が勤務に服するときは、貸与被服を着用しなければならない。ただし、勤務の性質その他により所属長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(手入れ及び保存)

第7条 少年育成支援官は、常に貸与品の手入れと適切な保存に努めなければならない。

(盗難等による報告)

第8条 所属長は、少年育成支援官から使用期間満了前の給貸与品について盗難、遺失又は損傷の届出があった場合は、貸与品盗難等報告書（様式第1号）により本部長に報告しなければならない。

(被服等の再貸与)

第9条 前条の報告に基づき、当該亡失若しくはき損に係る品目、員数を再貸与するものとする。ただし、その亡失又はき損が本人の故意又は重大な過失によると認められた場合には、この限りでない。

(貸与品の貸与手続き)

第10条 少年育成支援官に対する貸与品の貸与は、所属長を経るものとする。

2 所属長は、前項の貸与品を受領したときは、速やかに受給者に交付し、貸与品受領書（様式第2号）を警務課長に送付しなければならない。

（貸与品の返納手続等）

第11条 少年育成支援官は、使用期間の満了した貸与品又は第8条に規定する損傷等に係る貸与品については返納しなければならない。

2 前項の返納は、所属長を経るものとし、当該所属長は、貸与品返納書（様式第3号）を添えて、速やかに警務課長に返納するものとする。

3 前項により返納を受けた警務課長は、当該所属長に貸与品返納受領書（様式第4号）を交付するものとする。

4 少年育成支援官は、第1項の規定にかかわらず、本部長の指定する品目については、使用期間満了後においても当該貸与品を予備として保管できるものとする。

附 則

1 この訓令は、平成8年10月1日から施行する。

2 秋田県警察婦人補導員の制服および被服貸与に関する訓令（昭和53年秋田県警察本部訓令第6号）は廃止する。

附 則（平成13年4月23日本部訓令第25号）

この訓令は、平成13年4月24日から施行する。

附 則（平成28年10月14日本部訓令第25号）

この訓令は、平成28年10月14日から施行する。

附 則（平成31年3月15日本部訓令第12号）

この訓令は、平成31年3月15日から施行する。

附 則（令和5年3月6日本部訓令第14号）

この訓令は、令和5年3月10日から施行する。

附 則（令和7年12月17日本部訓令第50号）

この訓令は、令和7年12月17日から施行する。